

# 林業者等に対する軽油引取税の課税免除の特例措置の概要

林業・木材産業において使用する機械に用いる軽油については、免税証の交付などの手続きを行うことにより、軽油引取税が免税されます。

## 1. 特例の対象者

対象者は、下表のとおりです。

林業者等	林業を営む者、前年度の素材生産量が1,000m <sup>3</sup> 以上の素材生産業を営む者
木材加工業者	一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、プレカット製品製造業、パーティクルボード製造業、木材注薬業、木材防腐処理業を営む者
木材市場業者	木材市場（売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場）を開設し経営する事業を営む者
バーク堆肥製造業者	バーク堆肥製造業を営む者

## 2. 特例の内容

下表の対象者ごとに下表に示す軽油については、都道府県知事より免税証の交付を受けた場合、軽油引取税が免除されます。

林業者等	・林業又は素材生産業で使用する製材機、集材機、積込機、可搬式チップ製造機の動力源のための軽油
木材加工業者	・事業場内において木材の積卸しに使用するフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーンの動力源のための軽油
木材市場業者	・事業場内において木材の積卸しに使用するフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーンの動力源のための軽油
バーク堆肥製造業者	・堆肥の製造工程において使用される機械の動力源のための軽油 ・堆肥やその原材料の積卸し、運搬に使用するショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト等の動力源のための軽油

(※)道路運送車両法第4条の規定による登録(いわゆるナンバープレートの交付)を受けているものを除きま

## 3. 特例の効果

税率は32.1円/リットルとなっています。  
例えば、1,000リットル使用する場合は32,100円の効果となります。

### 【免税手続等に対する問合せ先】

都道府県税事務所にお問合せください。

(ご参考) 北海道の軽油引取税の課税免除のページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/keigen/keigen500.htm>